

2008年04月15日

—海人たちの軌跡—（弥生時代の沖ノ島）

世界遺産登録を目指す「宗像・沖ノ島と関連遺産群」のシンボル「沖ノ島」は、神が宿る島として、また玄界灘を航海する船の避難港として、現在も大切にされています。

今回は、今からおよそ2000年前、沖ノ島と宗像地域の人々の暮らしについて、遺跡から発見された土器や石器などに残る生活の痕跡を探り、海人として生きた弥生人の暮らしをひも解いていきます。

現在の沖ノ島は、港のすぐ上に平坦地があります。ここには以前、宗像大社・沖津宮の旧社務所がありました。昭和30年と44年の発掘調査では、この周辺で縄文時代や弥生時代の土器や石器などが発見されています。

この遺跡から発見された出土品からは、当時の人々が、どのような暮らしをしていたかなどが垣間見えてきます。

出土品のなかで、弥生時代中期の土器を調べてみると、土器の口のへりの部分に粘土の帯を張り付けて丸くした、朝鮮半島で見られる無文土器（むもんどき）とよばれる土器が発見されています。この出土品は、市と姉妹都市の韓国・金海（きめ）市周辺の遺跡から発見されたものに特徴が似ています。

ここで、当時の暮らしを想像すると、沖ノ島周辺は大変良好な漁場で、漁を糧（かて）としている朝鮮半島の金海市周辺の人々と宗像の人々が一緒に操業し、仲良く沖ノ島でベースキャンプを張っていたのではないのでしょうか。昭和の発掘調査で発見された土器は、そのときのものではないかと考えることもできます。

現在、沖ノ島では、大島の人々がベースキャンプを張ってサワラ漁などを行っています。

「神宿る島・沖ノ島」は弥生時代、日韓漁業者のより所の島であり、弥生時代からの原風景を現在に映し出している島でもあります。



金海市周辺から出土した土器



宗像市で出土した土器

2008年05月15日

—玄界灘の灯台—

神湊から北西約57キロに位置する沖ノ島は、航海する上での海の道しるべ・灯台としての役割を果たしていました。周囲4キロの小さな島ですが、約8万点にのぼる考古資料が出土し、すべて国宝に指定されています。

この島からこれほどの資料が出土したのは、大和王権や律令国家などの畿内中央政権が東アジアとの対外交渉に伴う航海のなかで、水先案内人としての役割を果たした胸形（宗像）氏の存在があります。宗像近海を掌握していた在地豪族である胸形氏によって祭祀（さいし）が執り行われ、そのときに奉獻品として持ち込まれたのです。航海は、食料や水の確保、風や波、海流などの自然にどう対処するかなど、1つ間違えれば命を落とすような危険と隣り合わせの状況でした。

そのような中で、次の寄港地までの生命線ともいえる沖ノ島は、岩や植物、鳥、水など自然環境を兼ね備え、長い航海の中での陸地としての安心感があり、ここまで無事にたどり着いたことへの感謝として、神に祈る行為がなされていたと推測されます。

このような過酷な状況を乗り越えて、日本には新しい技術や文化が取り込まれ、飛躍的な進歩を遂げました。



今も航海の安全を見守る灯台のある沖ノ島

2008年06月15日

—むなかた弥生人—

韓国釜山港～福岡博多港間を約3時間で結ぶ高速船に乗ると、釜山港を出航して約1時間で対馬が見えてきます。

この島は、「魏志倭人（ぎしわじん）伝」に記録された「対馬国」と推定されている島です。

当時の記録では、「始めて一海を渡る千余里（せんより）、対馬国に至る」とかなり遠い距離として認識されていたようです。

対馬から約1時間で、東側に世界遺産登録活動のシンボル「沖ノ島」が見えてきます。沖ノ島から博多港や神湊までも約1時間。「千余里」となります。

弥生時代、この三千余里を越えて韓国から宗像に来た人がいます。

田久松ヶ浦（まつかうら）遺跡の整然と並んだ墓群のなかから、日本で発見された弥生時代の墓と違い、韓国の墓によく似た墓が発見されています。中には姉妹都市・金海（きめ）市周辺で発見される有柄石剣（ゆうへいせっけん）なども納められていました。

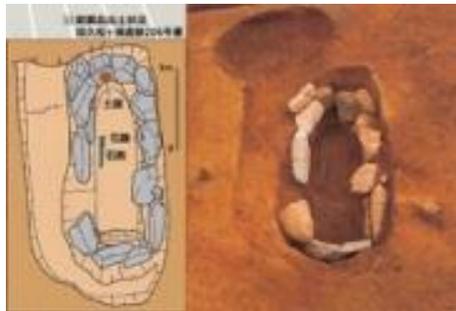
このことから、韓国から来た人と分かります。この人は、「むなかた弥生人」として受け入れられ、集落の集団墓地に葬られました。

この人は、なぜ海を渡ったのでしょうか。当時の東アジア情勢を見ると、その原因の一端が垣間見えてきます。紀元前3世紀頃、中国では、秦の始皇帝が強大な軍事力で全土を統一。周辺隣国を滅ぼしていったのです。

その余波は、朝鮮半島にもおよび、国を追われた人たちは、必死の思いで、「三千余里」の海を越えたのです。

この人たちの中には、宗像に来て、やがて、「むなかた弥生人」となった人がいると考えることができます。

「むなかた弥生人」は、ほかの文化を受け入れ、独自のものとして発展させる技量を持っていたと推測できます。現在に生きる「むなかた現代人」も大いに学ぶところがありそうです。



田久松ヶ浦遺跡 206号石槨墓（せっかくぼ・市教育委員会保管）

2008年07月15日

—全国に広がる宗像祭神—

世界遺産登録を目指している宗像大社の祭神、田心姫神(たごりひめのかみ)、湍津姫神(たぎつひめのかみ)、市杵島姫神(いちきしまひめのかみ)の三女神は、全国に勧請(かんじょう・*)されています。その一つ、神奈川県藤沢市江ノ島神社は、源頼朝をはじめ、豊臣秀吉などにも崇敬されてきました。

江ノ島へは砂州を橋で渡り、参道のほぼ正面に江ノ島神社・辺津宮があります。辺津宮には、田寸津比賣命(たぎつひめのみこと)が祭られています。

その横には芸能の神としてあつく信仰されている弁財天が鎮座しています。広島県・安芸の宮島、滋賀県・近江の竹生島に並ぶ日本三大弁財天の一つであり、芸能人や演奏者などが参詣していることでも有名です。

島を時計回りに進むと市寸島比賣命(いちきしまひめのみこと)を祭る中津宮、参道の南側に多紀理比賣命(たぎりひめのみこと)を祭る奥津宮があります。

江ノ島は太平洋を一望できる景勝地です。島は砂岩で構成され、その上に富士山の噴火で堆積(たいせき)した黄色い火山灰が積もっています。

こうした岩の景観と海岸に突き出た立地が、航海の要衝として、宗像三女神を勧請した一つの理由とされています。宗像大社の海洋信仰が全国に広がったうちの一つです。

*勧請=神仏の分霊が別の場所へ移り、そこで迎え祭られること



江ノ島(中津宮)

2008年08月15日

－ 宗像に技術を持ち込んだ渡来人 －

市が、県、福津市と取り組んでいる「沖ノ島と関連遺産群」の世界遺産登録活動。シンボルとなる「沖ノ島」で、岩陰を利用して祭祀がされていた5～6世紀のころ、日本は「倭（わ）」とよばれ、当時の中国・宋の歴史書に登場しています。

「宋書文帝紀（そうじょぶんていき）」には、438年に倭王珍（ちん）が、安東将軍（あんとうしょうぐん）倭国王の称号を与えられたことが記されています。

「宋書倭国伝」や「宋書順帝紀（じゅんていき）」にも記述があります。451年に倭王武（ぶ）が、倭、新羅（しらぎ）、任那（みまな）、加羅（から）、秦韓（しんかん）、慕韓（ぼかん）6カ国を治める使持節都督（しじせつととく）の権限と六国諸軍事安東大將軍の称号を与えられ、倭国のほかに韓国での活動も宋から認められたことが記されています。日本の朝鮮半島進出の実態を読み取ることができます。

この頃の沖ノ島での祭祀品は、新羅など朝鮮半島製のものが多くなり、宗像地域でも、朝鮮半島とのかかわりをもった遺跡や出土品が見られるようになります。

国道3号線バイパスの光岡（みつおか）交差点のところに広がる光岡六助（ろくすけ）遺跡では、写真と図で見るような住居跡が見つっています。

この住居跡は、5世紀中ごろのもので、平面形がやや横に長い四角形をしています。

床の周囲には、浅い溝があり、壁際中央には、粘土で作られたカマドの痕跡がみられます。このカマドは、粘土筒が「L字」に伸びることから「L字カマド」とよばれ、カマドで火をたくときに出る煙や熱を伝えるような仕組みになっています。

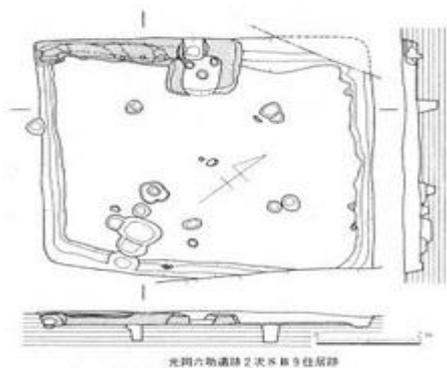
この仕組みは、韓国の「オンドル」によく似ています。

想像をたくましくして考えると、倭王の遣いが宋に朝貢（ちょうこう*）した帰りに、朝鮮半島から一緒に日本へ来た新羅や百済、伽耶の技術者らが、宗像の地に移り住んだ跡だったのではないかと考えることができます。

土器だまりからは、朝鮮半島で見られる「陶質（とうしつ）土器」なども発見されています。

宗像地域と朝鮮半島。今も昔も関係が深かったことが読み取れます。

*朝貢とは、日本から貢ぎ物を持って、中国の朝廷を訪問すること



住居跡L字カマド

2008年09月15日

—同じ祭神を祭る—

平成8年に世界遺産に登録された厳島神社（広島県）は、クスノキの自然木を使って造られた朱塗りの鳥居と海に張り出した朱塗りの社殿が有名です。

平安時代末期の武将・平清盛は、中国の宋と盛んに貿易することで富と権力を得ました。これは、瀬戸内海の水軍たちをうまくまとめ、その航路を確保したことによるものです。

瀬戸内海の海上鎮護の神を祭る神社として信仰されていたのが厳島神社で、清盛は厚く信仰しました。仁安3年（1168年）には、今のような社殿があったと記録に残されています。その後、火災や水害によって建て替えられ、現在の本殿は元亀2年（1571年）に毛利元就によって再建されています。

祭神は、宗像大社の三女神と同じ市杵島姫命（いちきしまひめのみこと）、田心姫命（たごりひめのみこと）、湍津姫命（たぎつひめのみこと）を祭っています。

厳島御縁起（*）には、「筑前国恩賀（おんがう）島から遷（うつ）し祭る」とあります。恩賀は、御神（おんかみ）と言い換えることができ、沖ノ島のことを指すと、筑前国続風土記拾遺に記されています。

社殿の背後には、弥山（みせん）という標高535メートルの山があります。花崗岩（かこうがん）の巨岩と原始林からなり、自然信仰の場としてあがめられてきました。

厳島神社の価値として、社殿だけでなく弥山も一体となって信仰されてきたことも評価されています。

これは、沖ノ島での自然信仰から続く宗像大社の信仰や、古代の航海に伴う祭祀（さいし）、三神一体で構成される神社形態が基礎となっていると考えられます。

*厳島御縁起とは、厳島神社の古事や来歴を記した書物



本殿へ渡る通路から見える大鳥居

2008年10月15日

—みあれ祭—



毎年10月1日に宗像大社秋季大祭に先駆けて行われる「みあれ祭」は、沖津宮、中津宮の姫神を、辺津宮に迎える神事です。地島、鐘崎、大島、神湊、勝浦、津屋崎、福間の宗像七浦の漁師らが、漁の安全や豊漁を願って約300隻の船団を組みます。

室町時代には、御長手（みながて）神事として年4回行われていましたが、いつしか中断されました。現在のものは、昭和39年の辺津宮秋季大祭に統合し、復興されたものです。

「正平二十三年宗像宮年中行事」応安元年・正平23年（1368・*）に季節ごとの年4回、息御嶋（おきのみしま・沖ノ島のこと）神事が行われていたことが記されています。神事の内容や方法を記した「宗像宮年中神事目録」の永和元年・天授元年（1375）の記述には、「御長手神事の竹は、沖ノ島から従えて参る」とあります。

長手とは、長い竹竿を指すといわれ、現在でも船の上に竹を立てて旗をなびかせています。同文書には、沖ノ島神事の日は定めないとあります。天候によっては、沖ノ島までいけないことを考慮していたと考えられます。今もみあれ祭の前に、沖津宮から中津宮に神様を迎える日は、天候を選んで行われます。

今も昔も沖ノ島の神事は、天候に大きく左右され、人間の都合では動かすことのできない、自然信仰の本質を伝えています。

*同じ西暦で元号が2つあるのは、この時代北朝と南朝に別れて対立し、それぞれ元号の呼び方が違うため

2008年11月15日

「ヤマト王権」の動向と宗像地域に伝わった鍛冶技術

紀元5～6世紀ころ、「ヤマト王権」は、多くの鉄素材や鉄生産・加工の技術を求めて何度も朝鮮半島への進出をはかり、取り入れたことが、「日本書紀」などに書かれています。

「沖ノ島」では、この「日本書紀」に書かれた内容を裏付ける鉄素材の鉄鋌（てってい）や、朝鮮半島諸国の出土品などを多く奉獻する岩陰祭祀が最盛期を迎えます。

市の内陸部でも、鉄素材を加工し、鉄製品を生産したことを裏付ける多くの遺跡が発見されています。

野坂地区の野坂一丁間（いっちょうま）遺跡1号住居跡（写真上）からは、鉄素材を炉で溶かし、鉄の製品に加工するための鍛冶炉（かじろ）が発見されています。

朝町山ノ口（やまのくち）遺跡5号墳からは、高温で熱した鉄の延べ板を持つための鉄鉗（かなはし）や、熱した鉄の塊を打ち伸ばす鉄鎚（かなづち）などの鍛冶工具と一緒に発見されています。

ほかにも、久原瀧ヶ下（たきがした）遺跡の住居跡からは、鍛冶炉に風を送るフイゴの羽口（はぐち）などが発見されています。

どの遺跡の出土品も、宗像地域に鉄を打ち鍛えて武器や道具をつくる鍛冶技術が存在したことを示す貴重な逸品です。

宗像・沖ノ島と関連遺産群が世界遺産国内暫定リストに登録されました。

世界遺産登録事情は今回で終了し、1月15日号から「世界遺産への道」に変わります。



鍛冶炉跡

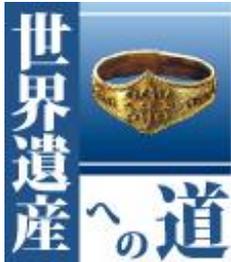


鉄鉗や鉄鎚の出土品

世界遺産への道1 《ユネスコと世界遺産》

2009年01月15日

市は、県と福津市と一緒に「宗像・沖ノ島と関連遺産群」の世界遺産登録活動に取り組んでいます。昨年9月に国内暫定リストに登載され、今後は世界に向けて活動を展開していきます。このコーナーでは、世界遺産や各国の取り組み、現在の状況などを紹介していきます。



ユネスコと世界遺産

世界遺産とは、国際連合の専門機関の一つである、ユネスコ（教育科学文化機関）の「世界文化遺産および自然遺産の保護に関する条約」（世界遺産条約）に基づき、登録されているもののことです。

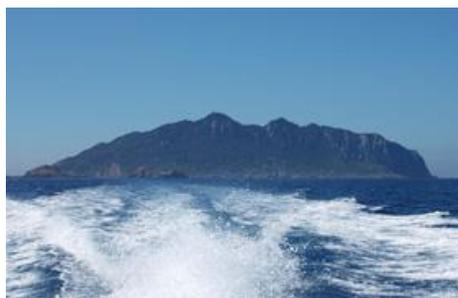
ユネスコは、教育や科学、文化を通じて諸国間の協力を促し、国際平和と人類の福祉に貢献することを目的に、1946年に設立されました。日本は1951年、60番目に加盟。2007年（平成19年）10月時点で193カ国と6地域が加盟しています。

世界遺産の誕生には、1951年、世界一長いアフリカのナイル川に建設計画されたアスワン・ハイ・ダムが大きくかかわっています。ダム建設は、エジプトの治水に必要な事業でしたが、そこには、古代エジプトの貴重な文化財「ヌビアの遺跡群」があり、ダムが完成すると水没する危機に直面していました。

そこで立ち上がったのがユネスコです。この遺跡の保存のため各国に財政的・技術的支援を呼びかけ、世界各国からの支援で、移築保存が実現しました。このことで、人類にとってかけがえのない貴重な文化財を守ることができたのです。

1972年11月、ユネスコ総会で、世界の貴重な文化遺産、自然遺産を保護・保全し、次の世代に継承しようという目的から「世界遺産条約」が採択されました。日本は20年後の1992年6月に124番目の締約国として加盟。翌年には「法隆寺地域の仏教建造物群」「姫路城」「白神山地」「屋久島」が世界遺産となりました。

2008年7月現在、世界には878件の世界遺産が登録され、日本からは14件が登録されています。



世界遺産登録のシンボル「沖ノ島」



世界遺産暫定リストとは

国は、昨年12月に市と福岡県、福津市が共同提案した「宗像・沖ノ島と関連遺産群」、「九州・山口の近代化産業遺産群」（福岡県、鹿児島県ほか4県）、「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」（北海道ほか3県）を世界遺産暫定リストに記載することを決定しました。

暫定リストとは、世界遺産条約締結国が、世界遺産に登録するための推薦候補物件を一覧表にしたもので、世界遺産の登録基準や顕著な普遍的価値を考慮して登録を決定します。世界遺産になるためには、この暫定リストに記載されることが絶対条件となります。

日本では平成17年度まで、暫定リストへ記載すべき物件を国が選考・決定していましたが、選考過程などが明白でないなどの批判がありました。そこで文化遺産のみ、18年度から2年間に限って地方公共団体からの提案公募制を導入。

文化庁は、提案書を審議し、18年度には4件、20年度には5件を選定しました。19年度は4件、20年度は3件がユネスコの世界遺産暫定リストに追加記載されました。残り2件の、「金と銀の島、佐渡」（新潟県）、「百舌鳥・古市古墳群」（大阪府）は、解決すべき課題があるため、暫定リストへの追加記載が見送られました。

現在、日本の暫定リスト記載件数は、12件（文化遺産11件、自然遺産1件）。暫定リストに記載された物件の中で、世界遺産登録の条件が整ったものから、国がユネスコに推薦書を提出します。沖ノ島と関連遺産群も顕著な普遍的価値の証明、恒久的な保存体制の構築などの条件を満たすよう取り組んでいきます。



九州・山口の近代化遺産群の「東田第一高炉（福岡県）」

住民意識を盛り上げる活動を～宗像・沖ノ島と関連遺産群の世界遺産登録に向けて～

2009年02月15日

市が県、福津市と進める「宗像・沖ノ島と関連遺産群」の世界遺産登録に向けて12月24日、谷井博美市長が麻生渡県知事、池浦順文福津市長と会談しました。

会談では、登録活動の推進体制について、行政、市民、民間が一体となって世界遺産登録推進に取り組む「推進会議」、学術的な専門分野から検討する「専門家会議」などについて意見が交わされました。

谷井市長が、「行政だけでなく地元市民や団体も一生懸命取り組むので、県の支援をお願いしたい」と要望を伝えると、麻生知事も「専門家会議を1月には開きたい。広く県民のみなさんの理解を深めたい」と取り組みについて話しました。



握手を交わす池浦市長、麻生知事、谷井市長（左から）

麻生知事は1月11日、宗像大社・辺津宮、中津宮、沖津宮遙拝所、福津市の宮地嶽古墳などを視察。実際に現場を見て、「改めて遺産群の素晴らしさを実感した。ぜひとも登録を実現したい」と世界遺産登録に向けての決意を語りました。



宗像大社を視察する麻生知事
(左から2人目)

1月24日、行政だけでなく県民、経済団体などが協働して、世界遺産への登録を推進することを目的に第1回世界遺産推進会議がグローバルアリーナで開催されました。

委員は、行政、市民代表、文化・教育、経済団体などの代表28人。市からは、コミュニティや3大学などの代表が参加。県全域で登録活動を推進するために、県市長会や福岡経済同友会などの団体代表も参加しています。

推進会議では、資産の保全や活用方針などの決定、世界遺産登録に向けての情報発信や普及啓発に取り組んでいきます。

会長に就任した麻生知事は、「先人が残してきた貴重な遺産を受け継いで保護保存していくことが世界遺産登録の目的。今後、登録に向けてさらに広い視野で活動しないといけない」と粘り強く取り組んでいく決意を表明。ほかの委員からも「広報活動で住民意識を盛り上げてほしい」などの意見が多数出されました。



世界遺産への登録条件

ユネスコの世界遺産に登録されるための要件には、「顕著な普遍的価値を有する」ことが大前提です。ほかに世界遺産委員会が定める世界遺産の登録基準の一つ以上を満たしていること、世界遺産としての価値を将来にわたって継承していくための恒久的な保護管理体制が構築されていることが必要です。

「顕著な普遍的価値」とは、簡単にいうと世界的、地球規模で価値があるかということです。一つの国で価値があるだけでなく、世界中の誰もが認める価値がなければなりません。

「宗像・沖ノ島と関連遺産群」は、国内では「顕著な普遍的価値」を持つと評価され、世界遺産暫定リストに記載されました。今後は諸外国の専門家やユネスコ世界遺産委員会から「顕著な普遍的価値」を持つと評価されることが必要となります。

「世界遺産の登録基準」は、文化遺産で6種類、自然遺産で4種類の基準が定められています。

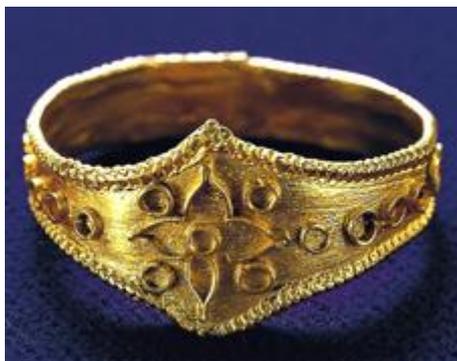
文化遺産の登録基準は、

- 1 人間の創造的才能を表す傑作
- 2 建築や科学技術、景観設計などの発展に重要な影響を与えた価値観の交流など
- 3 ある文化的伝統か文明の存在を伝承する物証としてとても珍しい存在
- 4 歴史上の重要な段階を物語る建築物、科学技術の集合体などを代表する顕著な見本
- 5 ある文化を特徴づけるような伝統的居住形態か陸上・海上の土地利用形態を代表する顕著な見本
- 6 顕著な普遍的価値を有する行事、生きた伝統、信仰などと直接か実質的関連があることです。

「宗像・沖ノ島と関連遺産群」は、このうち、2，3，4，6を満たしていると考えています。



沖ノ島と同じ3，6の条件を満たすモン・サン・ミシェル（フランス）



沖ノ島から出土された金製指輪

「恒久的な保護管理体制の構築」は、世界遺産としての価値を将来にわたって継承するためのものです。保護管理体制には、適切な立法措置、人員確保、資金準備、管理計画などが含まれます。世界遺産条約の目的である貴重な遺産を保護し、次の世代へ継承するために必要なものです。

今後、県、福津市と共同で世界遺産登録活動を推進し、この登録要件を満たしたと政府が判断したときに、ユネスコへ世界遺産登録推薦書が提出されることになります。